

策定に係る名古屋市医師会からの要望とその対応(案)

資料1 - 4

表題	頁	原案	意見	対応(案)	医療計画への修正案
第3章 第1節 がん対策	4	【4 緩和ケア】に関連して	緩和ケア病床は当面30床ほどの増床が必要。	原案の通りとします。	-
第3章 第2節 循環器疾患対策	8	【3 循環病予防対策】に関連して	長時間労働、夜勤労働と循環器疾患の関係について言及し、リスク要因に加えるべき。	ご意見の通り修正します。	記述の追加 <u>過重労働による疲労が、血管病変等を憎悪させ、循環器病を発症させることがあります。</u>
第3章 第3節 糖尿病対策	13	【2 糖尿病医療提供体制】について	教育入院がもっと増えるように、地域・職域にアピールするべきである。	ご意見の通り修正します。	記述の追加 <u>糖尿病の教育入院について市民や職域等への啓発が必要です。</u>
第4章 第1節 救急医療対策	17	特に小児科については拠点となる病院の整備も含め体制の充実が必要	医師不足・偏在の中でどうしていくのか。当面、現状の体制の補助・拡充を図りながら4ブロック毎の議論が必要である。	原案の通りとします。	-
第4章 第2節 災害保健医療対策	22	【2(1) 医療救護】に関連して	13大都市で協定された救護班は、名古屋市医師会の救護班とみなすのか。	原案の通りとします。	-
	23	保健所は被災者のニーズに応じた健康相談、訪問指導を実施し、保健所及び精神保健福祉センターに精神科救護所を開設するとともに電話相談窓口を設置します。また、避難所等を巡回し相談に応じます。	対応できる人数に限りがあるので、NPO やボランティアの協力が不可欠である。そのコーディネート役として保健所を位置づけてはどうか。	原案の通りとします。	-
第4章 第3節 小児医療対策	25	今後、参加病院の増加に向け関係機関との連携を図っていく必要があります。	医師・スタッフの経費をどのように負担するのか。	原案の通りとします。	-
	25	小児救急患者の保護者が、患者の症状に応じ、第一次、第二次救急医療体制を利用することができるよう、救急医療の利用について普及啓発を進める必要があります。	小児医療のかかり方についての啓発が必要。市報にも毎回のせてはどうか。	原案の通りとします。	-
	26	【4 相談体制の確保】に関連して	電話相談の件数は多く、体制の拡充が必要。	原案の通りとします。	-